

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

【旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります】

■募集型企画旅行契約

この旅行は、公益社団法人びわ湖大津観光協会が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。契約の内容は記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申込みと契約の成立、旅行代金のお支払い

- ①当協会にて、所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- ②当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾の旨を通知した日から当協会の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。
- ③旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当協会に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。通信契約を締結したときは、当協会は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

■団体・グループ契約

- ①当協会は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から申込があった場合、締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- ②契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当協会に提出しなければなりません。
- ③当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ④当協会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

■最終日程表（確定書面）の交付

確定した運送宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することができます。なお、期日前であってもお間合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■お申込み条件

- ①未成年者の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- ③健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当協会からご案内申し上げますの

で旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ています。

- ④当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- ⑤当協会は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会が指定する方法で支払わなければなりません。
- ⑥お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることができます。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)
- ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金など)
- ③添乗員が同行するコースにおける添乗員経費
- ④その他、旅行代金に含まれる旨表示したもの
※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しあります。

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- ①自由行動中の見学料、食事料、交通費等
 - ②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える分)
 - ③クリーニング料、電話料金、その他、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - ④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
 - ⑤ご希望者のみ参加されるオプショナルツアーやの代金
 - ⑥ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費

■旅行契約内容旅行代金の変更

- ①当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することができます。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することができます。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻しあるべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当協会の承諾を得て所定の手数料をお支払うことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当協会所定の用紙に所定の事項を記入の上、

交替に要する実費とともに当協会に提出していただきます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申出は当協会の営業時間内にのみお受けいたします。
 - ②旅行代金が期日までに支払われないときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
 - ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- ①契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
 - ②著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり文は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④お客様に対し、第4項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - ⑤当協会の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

〔取消日・取消料〕

| 取消日 | 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | | 旅行開始日の前日 の当日 (開始前) | 旅行開始後 または 無連絡 不参加 |
|------|----------------------|-------|--------------------------|----------------------------|
| | 日帰り:10~8日目 | 7~2日目 | | |
| | 宿泊:20~8日目 | | | |
| 取消料率 | 20% | 30% | 40% | 50% |
| | | | | 100% |

■当協会による旅行契約の解除

次の場合、当協会は契約を解除する場合があります。

- ①お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、前項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - f.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得な

【旅行企画・実施】

滋賀県知事登録旅行業 地域-243号 (一社)全国旅行業協会正会員

公益社団法人 びわ湖大津観光協会

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町2-3 市民文化会館2F

TEL:077-528-2772 FAX:077-521-7330

い事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
③当社は本項①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

■旅程管理等

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当協会係員の指示に従っていただきます。

■当協会の責任

当協会は、当協会又は手配代行者(旅行サービスの手配を当協会に代って行う者)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

■お客様の責任

当協会はお客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

■特別補償

当協会は、当協会の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

当協会は、当協会約款の規定により契約内容の重要な変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な指置)が行われた場合は、旅行代金に約款で定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当協会はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

■個人情報の取り扱い

- ①当協会は旅行申込の際にご提供いただいた個人情報についてのお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。
- ②当協会では、取り扱う商品、サービス等のご案内、ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い・統計資料の作成・本旅行時撮影の写真を使用したパンフレット等の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■国内旅行傷害保険加入について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をおかけになることをお勧めいたします。

■旅行条件基準日

この旅行条件は2022年1月1日を基準としています。また、旅行代金は2022年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。



募集型企画旅行実施可能区域

大津市・草津市・守山市・野洲市・高島市・近江八幡市

甲賀市・栗東市・京都市・宇治市・宇治田原市